



萬葉公園 カワツザケラ

参考資料



参考資料

1 計画の策定体制と策定経過

1-1 策定体制

(1) 一宮市緑の基本計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 この要綱は、都市緑地法（昭和48年法律第72号）第4条に規定される、一宮市の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画（一宮市緑の基本計画、以下「基本計画」という。）を策定するに当たり必要な事項について検討、協議するため、一宮市緑の基本計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置し、その事務について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 策定委員会は、次に掲げる事項について検討し、又は協議する。

- (1) 基本計画策定に関する事項
- (2) その他策定委員会が必要と認める事項

(組織)

第3条 策定委員会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 市内関係団体の代表者

(任期)

第4条 委員の任期は、第2条に規定する基本計画の策定をもって終えるものとする。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 策定委員会には、委員長を置き、委員の中から市長が依頼する。

- 2 委員長は、策定委員会を代表し、会務を総括する。
- 3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 策定委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が議長とする。

- 2 策定委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 策定委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の時は議長の決するところとする。

(会議の公開)

第7条 策定委員会の会議の公開に関する取扱いについて必要な事項は、市長が別に定める。

(オブザーバー)

第8条 策定委員会にはオブザーバーを置くことができる。

2 オブザーバーは、策定委員会の求めに応じて会議に出席し、意見を述べることができる。

3 オブザーバーに事故があるときは、その職務を代理する者が策定委員会の会議に加わることができる。

(意見の聴取)

第9条 策定委員会は、委員長が必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(議事録)

第10条 委員長は、策定委員会の会議について、議事録を作成するものとする。

2 議事録は、発言者名を除き公開するものとする。ただし、委員会が公開しない旨を議決した部分については、この限りではない。

(事務局)

第11条 策定委員会の事務局は、一宮市まちづくり部公園緑地課に置く。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、策定委員会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

付則

1 この要綱は、平成30年11月9日から施行する。

2 この要綱は、基本計画の策定を以ってその効力を失う。

(2) 一宮市緑の基本計画策定委員会の公開に関する取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、一宮市緑の基本計画策定委員会設置要綱（平成30年11月9日施行。以下「要綱」という。）第7条第2項に基づく一宮市緑の基本計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）の会議の公開に関する取扱いについて、必要な事項を定める。

(会議の非公開)

第2条 会議は、次のいずれかに該当する場合は非公開とするものとし、委員長が会議に諮って決定する。ただし、会議の運営に支障をきたすと判断される場合は、会議の1週間前までに委員長が会議を非公開とすることができる。

(1) 一宮市情報公開条例（平成12年一宮市条例第33号）第7条第1項各号に掲げる非公開情報の含まれる事項について協議などをするとき。

(2) 当該会議を公開することにより、公正かつ円滑な協議などが著しく阻害され、会議の目的が達成できないと認められるとき。

(会議公開の事前公表)

第3条 会議を公開する場合は、その旨を1週間前までに公表する。

2 公表の方法は、会議開催予定（様式第1）を事務局ウェブサイトに掲載するとともに、事務局において閲覧に供することにより行う。

(会議の傍聴)

第4条 会議の傍聴を希望する者には、それを認めるものとする。

2 会議の傍聴に関して必要な事項は、市長が別に定める。

(傍聴人への配布資料)

第5条 会議資料（非公開情報が記録されている部分を除く。）は、傍聴人に配布する。ただし、個々に配布することが困難であると認められる会議資料については、会場において傍聴人の閲覧に供する。

2 前項による配布した資料は、回収するものとする。

(雑則)

第6条 この要領に定めるもののほか、会議の公開等に関して必要な事項は、委員長が策定委員会に諮って定める。

付則

この要領は、平成30年11月9日から施行する。

(3) 一宮市緑の基本計画策定委員会 名簿

設置要綱第3条第1号委員（学識経験を有する者）

（敬称略）

区分	氏名	役職等	備考
学識経験者	千頭 聡	日本福祉大学 国際福祉開発学部 国際福祉開発学科 教授	委員長
〃	今西 良共	岐阜県立国際園芸アカデミー 学長	副委員長
〃	桜井 ひろ子	庭デザイナー	委員

設置要綱第3条第2号委員（市内関係団体の代表者）

（敬称略）

区分	氏名	役職等	備考
市内関係団体 代表者	吉田 明	愛知西農業協働組合 常務理事	委員
〃	石原 幹雄	一宮市小中学校長会 会長	委員 (H30)
〃	浅野 雅稔		委員 (H31/R1)
〃	野村 緑	一宮市地域女性団体連絡会 副会長	委員
〃	川合 規由	(社)愛知県建築士事務所協会 一宮支部長	委員
〃	船橋 信子	一宮市環境基本計画・地球温暖化対策 実行計画区域施策推進協議会	委員
〃	伊藤 俊彦	一宮市自主防災会連絡協議会 会長	委員 (H30)
〃	森 重幸		委員 (H31/R1)
〃	久保 禎子	尾西歴史民俗資料館 学芸員	委員

オブザーバー（設置要綱第8条）

（敬称略）

区分	氏名	役職等	備考
オブザーバー	桜井 種生 (代理：栗田 雅貴)	愛知県建設部公園緑地課長 (代理：同 課長補佐)	(H30)
〃	小嶋 幸則 (代理：栗田 雅貴)	愛知県都市整備局都市基盤部 公園緑地課長 (代理：同 課長補佐)	(H31/R1)

1-2 策定経過

(1) 一宮市緑の基本計画策定委員会及び都市計画審議会

本計画の策定にあたり、一宮市緑の基本計画策定委員会を開催しました。

表 本計画の策定経過

No.	日時	検討内容	備考
第1回	2019（平成31）年 1月23日（水）	1 緑の基本計画とは 2 一宮市の緑の現況と課題 3 緑の基本計画に期待すること	
【第1回都市計画審議会】 2019（平成31）年2月14日（木）			
第2回	2019（令和元）年 7月22日（月）	1 基本方針（案）について 2 緑の都市づくりに関する 施策について	
第3回	2019（令和元）年 10月11日（金）	1 緑の基本計画（素案）について 2 計画の進行管理について	
【第2回都市計画審議会】 2019（令和元）年11月28日（木）			
【パブリックコメント】 2019（令和元）年12月16日（月）～2020（令和2）年1月17日（金）			
第4回	2020（令和2）年 2月10日（月）	1 パブリックコメントの 総括について 2 緑の基本計画（案）について	
【第3回都市計画審議会】 2020（令和2）年2月12日（水）			

(2) パブリックコメント（市民意見提出制度）

本計画の素案について、市民の意見を募集し、寄せられた意見を参考にして計画の取りまとめを行いました。

【パブリックコメントの実施概要】

- 募集期間：2019（令和元）年12月16日（月）～2020（令和2）年1月17日（金）
- 周知方法：市広報、市Webページ、各庁舎（一宮、尾西、木曾川）資料コーナー及び公園緑地課において閲覧
- 提出意見：7件

2

計画の改定体制と改定経過

2-1 改定体制

(1) 一宮市緑の基本計画改定委員会設置要綱

(設置)

第1条 この要綱は、都市緑地法（昭和48年法律第72号）第4条に規定された、緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画である一宮市緑の基本計画（以下「基本計画」という。）を改定するにあたり必要な事項について検討、協議をするため、一宮市緑の基本計画改定委員会（以下「改定委員会」という。）を設置し、その事務について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 改定委員会は、次に掲げる事項について所掌する。

- (1) 基本計画の改定に関する事項
- (2) 前号に掲げるもののほか、改定委員会が必要と認めた事項

(組織)

第3条 改定委員会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 市内関係団体の代表者

(任期)

第4条 委員の任期は、第2条に規定する基本計画の改定をもって終えるものとする。

(委員長)

第5条 改定委員会には委員長を置き、委員長は、第3条に基づき任命された委員のうちから市長が選任する。

- 2 委員長は、改定委員会を代表し、会務を総括する。
- 3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 改定委員会の会議は、委員長が召集し、委員長が議長となる。

- 2 改定委員会の会議は、委員の半数以上の者が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 改定委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところとする。

(会議の公開)

第7条 改定委員会の会議の公開に関する取扱いについては必要な事項は、市長が別に定める。

(オブザーバー)

第8条 改定委員会にはオブザーバーを置くことができる。

2 オブザーバーは、市長が任命する。

3 オブザーバーは、委員長の求めに応じ会議に出席し、意見を述べることができる。

4 オブザーバーに事故があるとき、又はオブザーバーが欠けたときは、その職務を代理する者を選任することができる。

(意見の聴取)

第9条 委員長は、必要と認めるときは、改定委員会の会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を述べさせることができる。

(議事録)

第10条 改定委員会の会議については、議事録を作成し、委員長の承認を得て公開するものとする。

2 議事録の公開に関する取扱いについて必要な事項は、市長が別に定める。

(事務局)

第11条 改定委員会の庶務は、まちづくり部公園緑地課において処理する。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、改定委員会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

付則

1 この要綱は、2024年9月10日から施行する。

2 この要綱は、基本計画の改定をもってその効力を失う。

(2) 一宮市緑の基本計画改定委員会の公開に関する取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、一宮市緑の基本計画改定委員会設置要綱（2024年9月10日施行。以下「要綱」という。）第7条の規定に基づく一宮市緑の基本計画改定委員会（以下「改定委員会」という。）の会議の公開に関する取扱いについて、必要な事項を定める。

(会議の非公開)

第2条 改定委員会の会議（以下「会議」という。）は、公開とする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、会議の全部又は一部を非公開とすることができる。

(1) 一宮市情報公開条例(平成12年一宮市条例第33号)第7条第1項各号に掲げる非公開情報が含まれると認められるとき。

(2) 会議を公開することにより、公正かつ円滑な協議等が著しく阻害され、会議の目的が達成できないと認められるとき。

2 会議の公開又は非公開については、要綱第5条に基づき選任された委員長（以下「委員長」という。）が決定するものとする。

3 委員長は、会議中において、会議を非公開とするべき事由が生じたときは、会議を非公開とすることができる。

4 前項の場合において、委員長は、必要があると認めるときは、出席委員の意見を聴くことができる。

5 第3項により会議を非公開とする場合において、会場に傍聴人がいるときは、委員長は、傍聴人を会場から退去させるものとする。

(会議の傍聴)

第3条 会議の傍聴に関して必要な事項は、市長が別に定める。

(会議開催に係る事前公表)

第4条 会議の開催に当たり、会議の開催予定日の7日前までに、次に掲げる事項を公表するものとする。ただし、会議の開催について急を要する場合その他やむを得ない理由があるときは、この限りではない。

(1) 会議の名称及び議題

(2) 開催日時及び場所

(3) 公開・非公開の別

(4) 公開とする場合にあっては、傍聴人の定員及び傍聴手続

(5) 非公開とした場合にあっては、その理由

(6) 問合せ先

(7) 前号に掲げるもののほか、必要な事項

2 前項の規定による公表は、同項各号に掲げる事項を記載した会議開催予定(様式第1)を市ウェブサイトに掲載するとともに、まちづくり部公園緑地課で閲覧に供することにより行うものとする。

(会議資料の配付)

第5条 会議資料(非公開情報が記録されている部分を除く。)は、傍聴を認める者(以下「傍聴人」という。)に配付する。ただし、個々に配付することが困難であると認められる会議資料については、会場において傍聴人の閲覧に供する。

2 前項により配付した資料は、会議終了後回収するものとする。

(議事録の公開)

第6条 会議を開催したときは、議事録を作成し、市ウェブサイトにて公開するものとする。ただし、委員長が公開すべきでないとした部分については、この限りでない。

(雑則)

第7条 この要領に定めるもののほか、会議の公開等に関して必要な事項は、委員長が改定委員会に諮って定める。

付則

この要領は、2024年9月10日から施行する。

(3) 一宮市緑の基本計画改定委員会 名簿

設置要綱第3条第1号委員（学識経験を有する者）

（敬称略）

区分	氏名	役職等	備考
学識経験者	千頭 聡	日本福祉大学 国際学部 特任教授	委員長
〃	今西 良共	岐阜県立国際園芸アカデミー 学長	副委員長
〃	長谷川 明子	名古屋大学大学院 環境学研究科 特任教授	委員

設置要綱第3条第2号委員（市内関係団体の代表者）（五十音順）

（敬称略）

区分	氏名	役職等	備考
市内関係団体 代表者	石田 正月	一宮市自主防災会連絡協議会 会長	委員
〃	岩田 毅	愛知西農業協同組合 常務理事	委員
〃	宇佐美 徹	一宮市小中学校長会 会長	委員
〃	川合 規由	(社) 愛知県建築士事務所協会 一宮支部 支部長	委員
〃	齋藤 照美	私たちの庭の会 副会長	委員
〃	高田 博之	一宮市環境基本計画・地球温暖化対策 実行計画区域施策推進協議会	委員
〃	野村 緑	一宮市地域女性団体連絡会 副会長	委員

オブザーバー（設置要綱第8条）

（敬称略）

区分	氏名	役職等	備考
オブザーバー	栗田 雅貴	愛知県 都市・交通局 都市基盤部 公園緑地課 課長	

2-2 改定経過

(1) 一宮市緑の基本計画改定委員会及び都市計画審議会

本計画の部分改定にあたり、一宮市緑の基本計画改定委員会を開催しました。

表 本計画の改定経過

No.	日時	検討内容	備考
第1回	2024（令和6）年 10月21日（月）	1 一宮市緑の基本計画とは 2 一宮市の緑の現況 3 成果指標・達成指標の中間評価 4 施策・事業の進捗状況の中間評価 5 部分改定に向けて	
【都市計画審議会（第1回）】 2024（令和6）年11月19日（火）			
第2回	12月13日（金）	1 中間評価のまとめ 2 施策・事業の見直し案 3 計画の改定素案の確認	
【パブリックコメント】 2025（令和7）年1月6日（月）～2月6日（木）			
第3回	2025（令和7）年 2月14日（金）	1 パブリックコメント総括 2 緑の基本計画（改定案）	
【都市計画審議会（第2回）】 2025（令和7）年3月13日（木）			

(2) パブリックコメント（市民意見提出制度）

本計画の素案について、市民の意見を募集し、寄せられた意見を参考にして計画の取りまとめを行いました。

【パブリックコメントの実施概要】

- 募集期間：2025（令和7）年1月6日（月）～2025（令和7）年2月6日（木）
- 周知方法：市広報、市Webページ、各庁舎（一宮、尾西、木曾川）資料コーナー及び公園緑地課において閲覧
- 提出意見：5件

3

用語解説

※最初に用語が使用されている頁に「※」を示しています。

ア行

アダプトプログラム (2-18) (2-49) (2-53) (2-55) (3-17) (3-19) (4-37)	地域の道路や水路、公園などの公共空間を市民が愛着を持って主体的に清掃などの活動を行うこと。行政はこの活動に対して様々な支援を行う。
オープンスペース (1-1) (1-2) (1-9)等	都市や敷地内で建築物などが建っていない場所。
Well-being (1-1) (1-9) (3-19)	Well-being(ウェル・ビーイング)とは、肉体的、精神的、社会的のあらゆる要素で満たされた幸福な状態を指し、幸福度とも翻訳される。
SDGs (2-55)	持続可能な開発目標(SDGs)とは、2001年に策定されたミレニアム開発目標(MDGs)の後継として、2015年9月に国連サミットで採択された2016年から2030年までの国際目標。

カ行

街区公園 (2-11)	都市公園の一つで、街区に居住する者の利用を目的とする公園。誘致距離は250mの範囲内で、1箇所あたり面積は0.25haを標準として配置する。
外来種 (1-37) (2-6)	国内由来か国外由来かを問わず、人為によって意図的・非意図的に本来の生息地・生育地の外から持ち込まれた生物。
かわまちづくり (4-17) (4-21)	「かわまちづくり」とは河川とそれに繋がるまちを活性化するため、市町村、民間事業者及び地元住民と河川管理者の連携の下、河川空間とまち空間が融合した賑わいある良好な空間形成を目指す事業。
カーボンニュートラル (1-5)	二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの排出量から、植林、森林管理などによる吸収量を差し引いて、合計を実質的にゼロにすること。
近隣公園 (2-11)	都市公園の一つで、近隣に居住する者の利用を目的とする公園。誘致距離は500mの範囲内で、1箇所あたり面積は2haを標準として配置する。
気候変動 (1-1) (1-5) (1-9) (4-19)	気温および気象パターンの長期的な変化を指す。これらの変化は太陽周期の変化によるものなど、自然現象の場合もあるが、1800年代以降は主に人間活動が気候変動を引き起こしており、その主な原因は、化石燃料(石炭、石油、ガスなど)の燃焼となる。
居住誘導区域 (1-36) (3-12) (3-16) (4-15) (4-32)	人口減少の中にあっても一定エリアにおいて人口密度を維持することにより、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるよう、居住を誘導すべき区域。立地適正化計画において定められる。
グリーンインフラ (1-1) (1-7) (2-52) (2-54) 等	社会資本整備や土地利用等のハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能(生物の生息・生育の場の提供、良好な景観形成、気温上昇の抑制等)を活用し、持続可能で魅力ある国土づくりや地域づくりを進める取組み。
景観計画区域 (1-39) (2-51)	景観法に基づく景観計画の対象区域であり、良好な景観の保全、形成、創出を図るために、規制や誘導を進める区域。
公園施設長寿命化計画 (3-10) (3-19) (4-10)	公園施設の計画的な維持管理の方針や長寿命化対策を定め、公園施設の安全性、機能性を確保しつつ、維持管理費の平準化を図ることを目的とする計画。
公園DX (4-10)	DXは「デジタルトランスフォーメーション(Digital Transformation)」の略称。デジタル技術やデータを利活用により公園管理者が業務効率化や利用者サービスの向上等を図ることで、公園のポテンシャルをより一層発揮させる取組み。

カ行	
国営公園 (2-11)	国が維持管理を行う都市公園として、国土交通大臣が設置する公園。
こどもまんなか公園づくり (4-20)	こどもや子育て世帯が安心・快適に日常生活を送ることができるように、こどもの遊び場の確保や、親同士・地域住民の交流機会の創出に資する都市公園の整備等を進める取組み。
サ行	
在来種 (1-29) (1-37) (2-6) (4-5)	昔からその地域にいた生き物のことを指す。
30by30 (1-6)	2030（令和12）年までに、陸と海の30%以上を健全な生態系として効果的に保全しようとする目標。我が国では2023（令和5）年3月に新たな生物多様性国家戦略「生物多様性国家戦略 2023-2030」を閣議決定し、2030（令和12）年までのネイチャーポジティブ実現に向けた目標の一つとして位置づけている。
市街化区域 (2-7) (2-10) (2-15) (2-20) (2-45) (2-47) (2-50)等	既に市街地が形成されている区域及び、概ね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域。
市街化調整区域 (1-29) (1-44) (2-7) (2-47) (2-50) (2-53) (3-21) (4-26)	農林漁業的土地利用に重点がおかれ、市街化を抑制すべき区域。
施設緑地 (2-9) (2-14) (2-44) (2-45)等	都市公園及び都市公園に準ずる機能を有する公共施設、民間施設。
指定管理者制度 (3-19) (4-35)	公共施設の管理運営を、地方公共団体の指定を受けた民間事業者等の指定管理者が管理を行う制度。
市民緑地認定制度 (1-10) (1-11) (3-15) (3-17) (3-18) (4-19)等	民有地を地域住民の利用に供する緑地として設置・管理する者が、設置管理計画を作成し、市区町村長の認定を受けて、一定期間当該緑地を設置・管理・活用する制度。
人口集中地区 (2-3) (2-4)	統計データに基づき、一定の基準（40人/haなど）により都市的地域を定めたもの。
ステークホルダー (1-37)	直接・間接的に影響を受ける利害関係者。
生産緑地地区 (1-26) (1-27) (1-35) (2-15) (3-6) (3-16) (3-18) (4-26) (4-34)	都市計画上、農林漁業との調整を図ることを目的とした地域地区の一つであり、生産緑地法により定められる。市街化区域内の土地のうち、一定の要件を満たす土地の指定制度により指定された農地または森林を指す。
生態系 (1-6) (1-29) (1-37) (3-3) (3-9) (3-10)等	植物、動物などとそれらを取り巻く水や土壌、大気などの環境とを統合した全体のシステム。
総合公園 (2-11)	都市公園の一つで、都市住民全般の休息、観賞、散策、遊戯、運動など総合的に利用することを目的とする公園。都市の規模に応じて、1箇所あたり10～50haを標準として設置する。
SEGES (4-19)	SEGES（社会・環境貢献緑地評価システム）とは、民間事業者等が積極的に保全、維持、活用に取組む優良な緑地に対して、社会や環境への貢献度が高い優れた緑を評価認定する制度。「そだてる緑」、「つくる緑」、「都市のオアシス」の3つのシリーズがある。
タ行	
脱炭素社会 (1-5) (1-37)	地球温暖化・気候変動の原因となる温室効果ガスのうち、最も排出量の多い二酸化炭素(CO2)について、実質的な排出量ゼロにする社会。

タ行

地域制緑地 (2-15) (3-6)	自然公園などの一定の土地の区域に対して指定し、その土地利用を規制することで、良好な自然環境などの保全を図ることを目的とした緑地。
地球温暖化 (1-1) (1-35) (2-19) (2-52)	二酸化炭素やメタンガス、フロンなどの温室効果ガスが大気中に放出され、地球全体の平均気温が上昇する現象。
地区公園 (2-11)	徒歩圏内に居住する者の利用を目的とする公園。誘致距離 1km の範囲内で、1 箇所あたり面積 4ha を標準として配置する。
超スマート社会 (Society 5.0) (4-16)	サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会。狩猟社会（Society 1.0）、農耕社会（Society 2.0）、工業社会（Society 3.0）、情報社会（Society 4.0）に続く、新たな社会。
特定生産緑地制度 (1-27) (1-35)	生産緑地法の改正に伴い、指定から 30 年が経過しようとしている生産緑地に対して、営農期間を 10 年間延長することで都市農地を保全する制度。
特別緑地保全地区 (1-13) (1-16) (1-17) (2-15) (2-50)	都市における良好な自然環境となる緑地において、建築行為など一定の行為の制限などにより、現状凍結的に保全する制度。都市計画法における地域地区として一定の要件を満たすものに対して、指定することができる。
都市アセット (1-6)	都市の資産・財産。既存ストックのうち地域の資源として存在しているもの。
都市機能誘導区域 (1-36)	医療、福祉、商業などの都市機能を都市の中心拠点や生活拠点に誘導し集約することにより、これらの各種サービスの効率的な提供を図る区域。
都市公園ストック再編 (4-20)	都市公園の「配置の再編（集約化）」や「機能の再編」を行うことで、維持管理の効率化や、跡地への保育所設置など地域ニーズに即した都市公園の「バージョンアップ」を進めること。
都市計画区域 (2-46)	都市計画を定める必要がある土地の範囲で、都市環境の悪化を防ぐとともに、健康で文化的な都市生活及び機能的な都市活動を確保するために、都市計画法その他の法令の規制を受ける区域。
都市計画マスタープラン (1-3) (1-4) (1-34) (2-4) (2-52) (2-55) (3-15) (3-20) (3-21) (4-27)	「市町村の都市計画に関する基本的な方針」といい、市町村が創意工夫のもとに住民の意見を反映し、まちづくりの具体性ある将来ビジョンを確立し、地区別のあるべきまちの姿を定めるもの。
都市公園 (1-1) (1-2)等	都市公園法に定められた、国または地方自治体によって設置される公園。
都市公園法 (1-1) (1-9) (2-9) (2-52) (3-1)等	都市公園の設置及び管理に関する基準などを定め、都市公園の健全な発達を図り、公共の福祉の増進に資することを目的とした法律。
都市緑地法 (1-1) (1-2) (1-9)等	都市において緑地を保全するとともに緑化を推進することにより、良好な都市環境の形成を図り、健康で文化的な都市生活の確保に寄与することを目的とした法律。
土地区画整理事業 (1-35) (2-52) (3-15) (3-19) (4-27)	土地区画整理法に基づく、都市計画区域内の土地について、公共施設の整備改善、宅地の利用増進を図るために行われる土地の区画形質の変更に関する事業。

ナ行

ニューノーマル (1-6)	人々の行動・意識・価値観の新たな常態・常識のこと。
認定農業者制度 (3-14) (4-26)	自ら農業経営の改善を計画的に行おうとする者に対し、重点的に支援措置を講じ、効率的かつ安定的な農業経営を育成しようとするもの。
ネイチャーポジティブ (1-7) (4-30)	日本語訳で「自然再興」といい、自然を回復軌道に乗せるため、生物多様性の損失を止め、反転させることを指す。

ナ行	
N b S (3-19) (3-22)	N b S (自然に根差した解決策)とは、自然が有する機能を持続可能に利用し、多様な社会的課題の解決につなげる考え方を指す。IUCN (国際自然保護連合)では、「社会的課題に効果的かつ順応的に対処し、人間の幸福および生物多様性による恩恵を同時にもたらず、自然の、そして、人為的に改変された生態系の保護、持続可能な管理、回復のための行動」と定義している。
農業振興地域 (1-44) (2-15) (2-47) (4-26)	農業振興地域の整備に関する法律に基づき、都道府県が指定を行う、農業の健全な発展のために農業振興を図るべき地域。
農用地区域 (1-44) (2-15) (2-47) (4-26)	農業振興地域の整備に関する法律に基づく「農業振興地域整備計画」において、積極的な農業施策の展開と農地の保全を図るために指定される区域。
ハ行	
ヒートアイランド現象 (1-1) (2-19)	都市部の水辺や緑地の不足、都市の地表面（コンクリートやアスファルトなど）への蓄熱により、都市部の気温が郊外に比べて島状に高くなる現象。
ビオトープ (1-37) (2-21) (2-52) (3-3) (4-8)	野生生物が息できる条件を備えた生態学的に良好な環境の空間、または自然の生態系に接することができるように整備された空間。
プッシュ型 (4-16)	利用者が能動的な操作や行動を行わずに、提供する側から自動的に行われるタイプの技術やサービスのこと。
防災協力農地制度 (1-35) (3-11) (4-13)	地震災害が発生した場合に、農地所有者の協力により農地をあらかじめ登録することで、市民の避難空間としての活用、災害復旧用資材置場を確保することを目的とした制度。
保全配慮地区 (1-35) (2-50) (3-9) (3-16) (4-6) (4-33)	都市緑地法に基づき、「緑地保全地域及び特別緑地保全地区以外の区域であって重点的に緑地の保全に配慮を加えるべき地区」のことを指す。
マ行	
まちづくり GX (4-29)	GXは「グリーントランスフォーメーション(Green Transformation)」の略称。国土交通省が推進するまちづくりGXは、まちづくりにおけるグリーン化（脱炭素化等の推進）のことで、多様な役割を持つ都市緑地の活用と、エネルギーの面的利用の2つを軸とした取組みであり、「気候変動への対応」「生物多様性の確保」「国民のWell-being」という3つの狙いがある。
ミズベリング (2-51) (3-9) (3-10) (3-12) (4-5) (4-8)	かつてのにぎわいを失ってしまった日本の水辺において、新しい活用の可能性を、創造していくことをミズベリング・プロジェクトといい、河川敷地における占用許可の緩和に伴い、国が後押しをし、全国展開されている。
緑の基本計画 (1-1) (1-2) (2-9) (4-19)等	市町村が策定する緑地の保全や緑化の推進に関して、その将来像、目標、施策等を定めた計画。
ヤ行	
遊水機能 (1-35)	河川沿いの水田が雨を貯留したり、溢れた水を一時的に貯留する機能。
優良緑地確保計画認定制度 (4-29)	民間事業者等による「気候変動への対応」、「生物多様性の確保」「Well-beingの向上」などに貢献する良質な緑地の確保の取組を評価・認定する制度。
ラ行	
立地適正化計画 (1-36) (2-55) (3-16) (4-15) (4-32)	居住機能や医療、福祉、商業、公共交通などの様々な都市機能の誘導により、都市全域を見渡したマスタープランとして位置付けられる市町村のマスタープランの高度化版。

ラ行

流域治水 (4-13) (4-26)	気候変動の影響や社会状況の変化などを踏まえ、河川の流域のあらゆる関係者が協力して流域全体で行う治水対策。
緑化重点地区 (2-51) (3-15) (4-28) (4-31)	都市緑地法に基づき、「緑化地域以外の区域であって重点的に緑化の推進に配慮を加えるべき地区」のことを指す。
緑化地域 (1-12) (1-35) (2-48) (2-50) (3-15) (3-16) (4-28) (4-32)	都市緑地法に基づき、都市計画区域内の「用途地域が定められた土地の区域のうち、良好な都市環境の形成に必要な緑地が不足し、建築物の敷地内において緑化を推進する必要がある区域」のことを指す。
緑被率 (2-7)	区域に占める緑被地の割合。緑被地は樹林地、竹林、草地、農地、河川、ため池などの植物の緑で被覆された土地。
レジリエンス (1-1)	「回復力」、「復元力」、「耐久力」などの意味をもつ言葉。

ワ行

ワンド (2-6)	河川内にある入り江状の水域で本流とつながっているもので、多様な魚介類や植物などの生息空間となっている。
--------------	---



一宮市緑の基本計画【改定版】
2020（令和2）年6月 策定
（2025（令和7）年6月 部分改定）

- 発行：一宮市
- 制作：一宮市 まちづくり部 公園緑地課
〒491-8501 愛知県一宮市本町2丁目5番6号
TEL : 0586-28-8635 FAX : 0586-73-9218
E-mail : kouen@city.ichinomiya.lg.jp